

《老人福祉計画・第9期介護保険事業計画》についての

# 意見募集

(パブリックコメント)

本市の高齢者施策の基本となる、第9期まえばしスマイルプランを策定します。


この計画は、高齢者福祉の向上や介護保険事業の円滑な推進のため、令和6年度から3年間の目標等を定めた計画です。

今回、この計画の「原案」を作成しましたので、骨子案に関するパブリックコメント（意見募集）を実施します。皆様からいただいたご意見を踏まえ、本年度中に計画を策定し、公表する予定です。



介護予防マスコットキャラクター  
ピンちゃん・シャンちゃん

たくさんのご意見をお寄せください。

案件名	第9期まえばしスマイルプラン（案）について 《老人福祉計画・第9期介護保険事業計画》
募集期間	令和6年1月9日（火）から令和6年2月9日（金）
資料の公表方法	ホームページ、市庁舎（2階長寿包括ケア課、介護保険課、情報公開コーナー）、保健センター（3階健康増進課）、前橋プラザ元気21（1階にぎわい商業課）、各支所・市民サービスセンター・公民館、各老人福祉センター ※それぞれの公表場所では資料を配布しています。
意見の提出方法	<p>1 Webフォーム 下記URL からぐんま電子申請システムにアクセスしてください。 URL： <a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/chojuhokatsukea/gyomu/1/38629.html">https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/chojuhokatsukea/gyomu/1/38629.html</a></p> <p>2 電子メール chouju@city.maebashi.gunma.jp</p> <p>3 郵送 371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 長寿包括ケア課 あて</p> <p>4 直接提出 上記の資料公表場所の窓口にご提出ください。 ※各老人福祉センターは除きます</p> 
その他	<p>■意見提出時の注意 住所・氏名を必ず記入してください。</p> <p>■意見に対する市の考え方の公表 提出していただいたご意見について、提出者には直接回答はしませんが、後日、ご意見に対する市の考え方を公表します。（その際には、提出者の住所・氏名は公表しません。）</p> <p>■意見を提出できる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市内に住所または勤務先がある人</li> <li>・前橋市内の学校に在学する人</li> <li>・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有するもの</li> </ul>
問い合わせ先	前橋市役所 福祉部 長寿包括ケア課 電話 027-898-6134（直通） 027-224-1111（内線：3134）

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。



前橋市役所 福祉部 長寿包括ケア課 あて

インターネットでの  
提出が手軽で簡単です。  
リンク先はコチラ！ ⇒



## 第9期まえばしスマイルプラン（原案）に関する意見について

募集期間 令和6年1月9日（火）から令和6年2月9日（金）まで

住 所		氏 名	
提出区分	市内に（在住・在勤・在学）・その他	←該当区分を選んでください。	

### 意 見 記 載 欄

問1 本計画のパブリックコメントが行われていることをどこからお知りになりましたか。あてはまるものに○をつけてください。

- 市役所の窓口で
- その他の公共施設で
- 広報やホームページを見て
- 医療機関やケアマネジャーから
- 家族や友人から
- その他（ ）

問2 「第9期まえばしスマイルプラン」（原案）はわかりやすかったですか。あてはまるものに○をつけてください。

- たいへんわかりやすかった
- まあまあわかりやすかった
- あまりわかりやすくなかった  
→その内容や理由を問5（自由記入欄）に記載ください。
- わかりにくかった  
→その内容や理由を問5（自由記入欄）に記載ください。

問3 「第9期まえばしスマイルプラン」（原案）の内容をどのように思いましたか。あてはまるものに○をつけてください。

- 方向性としてよいと思う  
→その内容や理由を問5（自由記入欄）に記載ください
- 不足等している部分がある  
→その内容や理由を問5（自由記入欄）に記載ください
- よくわからない

次ページ（裏面）へつづきます・・・

問4 「第9期まえばしスマイルプラン」(原案)で力を入れてほしいのは、どのような点ですか。下記のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化
- 医療と介護の連携強化
- 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり
- 地域の多様な主体による支え合いづくりの推進
- 災害や感染症対策に係る体制整備
- とともに生きるまちづくり
- 介護予防の推進
- いきがい活動・社会参加の促進
- 高齢者の健康づくり
- 認知症との共生
- 認知症の予防
- 介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスの確保
- 介護保険サービスの充実
- 介護人材の確保・育成及び介護現場における業務の効率化
- 介護給付の適正化(介護給付適正化計画)
- 介護保険制度の円滑な運営

問5 「第9期まえばしスマイルプラン」(原案)に関するご意見を自由にお書きください。(自由記入)

※提出方法については次のページをご覧ください

## ご意見提出の方法

次のいずれかの方法により提出してください。  
なお、郵送も含め令和6年2月9日（金）必着となりますのでご注意ください。

### ◇提出方法

(1) インターネット（Webフォーム）による場合

前橋市ホームページよりぐんま電子申請システムにアクセスしてください。

URL：<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/chojuhokatsukea/gyomu/1/38629.html>



(2) 電子メールによる場合 [chouju@city.maebashi.gunma.jp](mailto:chouju@city.maebashi.gunma.jp)

※電子メールの場合、意見提出用紙のファイルを暗号化するなど、セキュリティにご留意ください。

(3) 郵送による場合（令和6年2月9日（金）必着）

371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 長寿包括ケア課 行

(4) 直接ご提出いただく場合

市庁舎（2階長寿包括ケア課、介護保険課、情報公開コーナー）

保健センター（3階健康増進課）

前橋プラザ元気21（1階にぎわい商業課）

各支所・市民サービスセンター・公民館

上記のいずれかの窓口にご直接提出ください。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容（住所・氏名）は公表しません。

※個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### ◇問い合わせ先

前橋市役所 福祉部 長寿包括ケア課

電話027-898-6134（直通）